

平成28年度 社会福祉法人松徳会 事業計画書
(老人デイサービスセンター(仮)桜苑計画)
(指定通所介護及び指定介護予防通所介護を含む)

- 1 利用定員 30名
- 2 職員定数 常勤 8名、非常勤 5名)
- 3 事業開始予定年月日 平成28年 10月 1日

4. 事業目的

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的とします。

5. 運営方針

- 1) 利用者個人の有する能力と可能性を「1. 引き出す 2. 尊重する 3. 強化する」を目標に、利用者の在宅生活がいきいきと張りのある豊かな毎日となるよう身体面・精神面・社会参加面等の様々な側面から援助に努めます。
- 2) 介護予防の観点から利用者とともに一人ひとりの明確な目標を設定し、その実現に向けての取り組みに努めます。
- 3) 利用者個人の身体的・精神的な状況、状態に即したサービス提供を行い、全ての利用者に満足していただけるように努めます。
- 4) 利用者の喜びが職員の喜びとなるよう、より深い信頼関係の構築に努めます。

6. 通所介護事業

1) 通所介護計画に基づくサービス提供

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりとサービス提供の支援を行います。

2) 生活相談

利用者及び家族の各種相談に応じ、内容により担当ケアマネージャーと連絡調整を行い利用者の在宅生活を支えるとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

- | | |
|------------|------------------------|
| ア. 生活相談 | イ. 在宅での介護方法についての相談・助言 |
| ウ. 介護教室の企画 | エ. その他指定通所介護に係る必要な相談援助 |

3) 機能訓練

専任の機能訓練指導員により、利用者個人ごとの日常動作の把握と具体的な生活目標の設定を行い、その実現に向けて、他職種協働で訓練計画を作成し、訓練を行います。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ア. 日常生活動作 | イ. アクティビティサービス(創作、行事等活動) |
| ウ. 個別リハビリ(機能訓練指導員による個別メニューの実施) | エ. 集団リハビリ |

4) 入浴サービス

利用者個人の状態・希望に応じ、最適な入浴サービスを提供します。必要に応じ在宅での入浴確保のための助言、訓練等を行います。また、快適な入浴ができるよう環境整備に努めます。

- ア. 入浴種類 個別浴・リフト浴・機械浴

イ. 入浴に係るその他の介護

衣類着脱・身体の清拭・洗髪・洗身・浴室内外の移動・浴槽の出入りなど

5) 送迎サービス

利用者個人の心身状態及び地理的状況等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを提供します。また、安全第一を念頭に置いた走行及び車両の定期的な点検・整備を行い利用者の安全確保に細心の注意を払うとともに、車両内外の清掃を徹底し、利用者が快適に乗車できるように努めます。

ア. 乗車・下車時の介助 イ. 乗車中の状態観察

ウ. 迎え時の状態確認・送り時の状態報告

エ. シートベルト着用及び車椅子固定の確認

6) 食事サービス

利用者個人の状態及び嗜好を把握し、食事内容・形態及び食事用具の検討を行います。また、栄養面・食事制限等に配慮しながらも、利用者が食に喜びを感じられるような食事サービスを提供します。そして、何よりおいしく、楽しく召し上がって頂くことを基本に援助を行います。

ア. 食事介助（食事状況の見守り） イ. 嚥下状態及び食事摂取量の観察

ウ. 嚥下体操による嚥下訓練 エ. 管理栄養士による栄養指導（栄養マネジメント）

7) 口腔機能の向上

ア. 口腔衛生の指導および援助 イ. 嚥下訓練

ウ. その他口腔機能の向上に関する援助

8) その他の日常生活上の援助

利用者個人の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指したサービス提供を行います。

ア. 移動 歩行の見守り・適切な歩行器具の紹介・車椅子操作の指導及び介助

イ. 排泄 トイレ動作の訓練・見守り・介助・声かけ誘導・おむつ交換

ウ. その他必要な身体の介護

9) 健康管理

利用者の健康状態を観察、把握し、健康管理及び健康指導、異常の早期発見・早期対応に努め、緊急時は、家族及び主治医との連携により迅速かつ最善の対応に努めます。また、感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底に努めます。

ア. バイタル測定 イ. 体重測定 ウ. 状態観察

エ. 健康相談 オ. 感染症予防 カ. 感染症の蔓延防止

10) 活動（レクリエーション等）プログラム

年間活動計画を立て、月ごとの誕生会や季節の行事に合わせたレクリエーション等、利用者のニーズに合わせた企画・提供を行います。その中で受動的プログラムから能動的プログラムへと転換を図り、達成感を味わうことで心身の活性化に努めます。

7. 介護予防通所介護事業

1) 事業目的

厚生労働省で定める居宅要支援者に対して、老人デイサービスセンター等に通り、当該施設において、

入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことを目的とします。また、介護予防サービスとしては、「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」軽度者の状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービス提供を推進することを目的とします。

2) 事業内容

ア. 共通サービス

日常生活上の支援を行い、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供を行うとともに、生活相談、入浴・送迎・食事の各種サービス、健康管理等については、通所介護事業と同等の内容で提供します。

イ. アクティビティ（集団でのレクリエーションや創作等の機能訓練活動）

学習・創作・音楽・料理・ゲーム・社会的交流等を、地域ながらの行事や季節感を多く取り入れた活動を小グループ制で実施することにより利用者の有する能力や可能性を最大限に活用し、一人ひとりが在宅の生活に繋がるように目標達成を図ります。また、地域交流（施設見学や体験学習的なもの）により、外に出て社会資源に触れることで心身機能の活性化を図るとともに、利用者の個別性を尊重し、心身機能の維持活性化及び認知症予防に努めます。

ウ. 選択的サービス提供

運動器機能の向上が図れるよう、利用者個人ごとの日常動作の把握と具体的な生活目標の設定を行い、その実現に向けて、他職種協働で訓練計画を作成した訓練を行います。

3) その他

ア. 介護予防も兼ねて、他サービス事業者と連携した介護予防の勉強会を企画・実施し、ご家族や地域の方々に密着したサービス提供に努めます。

イ. 平成27年度介護保険改正の中で位置づけられた「総合事業と生活支援サービスの充実」に示されている地域支援事業実施への準備として、制度の動向や支援サービスの専門的な知識、技術の習得に取り組みます。

8. 防災計画

併設の特別養護老人ホーム等と連携し、非常災害時の避難場所としての機能や緊急時の対応を行うため、非常災害時の訓練等を定期的に実施していきます。

9. 職員名簿

職名	常勤・非常勤の別	氏名	前歴	資格
管理者	常勤兼務	近澤 史男		
生活相談員	常勤	未定		
生活相談員兼介護職員	常勤兼務	未定		
看護職員	常勤	未定		
機能訓練指導員	常勤兼務	未定		
介護職員	常勤	未定		
介護職員	常勤	未定		

介護職員	常勤	未定		
介護職員	非常勤	未定		
介護職員	非常勤	未定		
介護職員	非常勤	未定		
介護職員	非常勤	未定		
介護職員	非常勤	未定		

10. 営業時間等

営業日 毎週 月曜日から土曜日（祝祭日も営業）

休日 毎週 日曜日（但し、12月30日から1月3日は休み）

営業時間 8時30分～17時30分（時間延長は要相談）